

小山市立桑中学校いじめ防止対策基本方針

小山市立桑中学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1)いじめは、すべての生徒に関係する問題である。
- (2)いじめは、被害生徒の心身・生命に深刻な影響をおよぼす許されない行為である。
- (3)学校の内外を問わず、いじめ未然防止と早期発見のための指導と対策を講じる。
- (4)すべての生徒が、いじめを行わず、いじめを見逃すことがないように指導する。
- (5)いじめ防止対策は、学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係者との連携のもと行う。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- (1)冷やかし、からかい、悪口、脅し文句などの嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作、身だしなみについて不快なことを言われる。
 - ・存在を否定される。
 - ・嫌なあだ名を付けられ、しつこく呼ばれる。
- (2)仲間はずれや集団による無視などをされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- (3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触られたり、それらをして知らないふりをされたりする。
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
 - ・遊びと称して、いじめの対象の子が技(わざ)をかけられる。
- (4)金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・脅され、お金などを取られる。
 - ・靴の中に画鋲やガムなどを入れられる。
 - ・写真や鞆、靴などを傷つけられる。
- (5)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きや恐喝を強要される。
 - ・衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して、暴言や悪口を言わされる。
- (6)パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。(ネットいじめ)

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから外される。

3 いじめの構造

いじめは、単にいじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

4 学校において生じる可能性がある犯罪行為について

以下の事例は、過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。

※「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について(各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、付属学校を置く各国立大学長宛平成25年5月16日付文部科学省初等中等教育局長通知)」から転載

- (1) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。(暴行・傷害)
 - ・事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
 - ・顔面を殴打し、あごの骨を折るけがを負わせる。
- (2) 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。(暴行)
 - ・プロレスと称して、同級生を押さえつけたり投げたりする。
- (3) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(強要・強制わいせつ)
 - ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
- (4) 金品をたかられる。(恐喝)
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金などを巻き上げる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(窃盗・器物損壊等)
 - ・教科書等の所持品を盗む。
 - ・自転車を故意に破損させる。
- (6) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。(脅迫・侮辱・名誉毀損)
 - ・学校に来たら危害を加えると脅す。
 - ・校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く。
- (7) パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。(脅迫・侮辱・名誉毀損・児童ポルノ提供等)
 - ・学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げ「万引きしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く。
 - ・携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

5 いじめに対する教師の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと、また、たとえいじめられても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子を

きめ細かく観察するなどして確認する。

いじめに対して教員が取るべき基本姿勢として、以下の点に留意する。

- (1)いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こりうるものである。
- (2)いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)いじめはあるに違いない。との視点を持ち、未然防止に資する取組を行う。
- (5)いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、脅迫、強要、名誉毀損、プライバシーの侵害などの刑罰法規に抵触する。
- (6)いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8)いじめの未然防止は、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき課題である。

6 自校の生徒の実態(いじめ・問題行動・不登校など)や保護者のニーズを知るための取組

- ・家庭訪問(年1回)
 - ・授業参観と学年・学級懇談(年3回)
 - ・学校評価アンケート(年2回)
 - ・QUの実施
 - ・いじめ防止強調週間(いじめ防止標語作成と掲示、各部の約束作成と掲示、いじめゼロスローガン作成委員会参加生徒の報告)
 - ・人権作文(年1回)、人権アンケート実施と結果のフィードバック(廊下に掲示)
 - ・いじめアンケート(月1回)
 - ・教育相談アンケート(年2回) ※教育相談期間前と1月下旬の2度実施。
 - ・教育相談(相談期間年2回および随時)
 - ・地区別懇談会(年1回)
 - ・三者面談(年1回)
 - ・人権週間の活動(年1回)
 - ・「いじめ対応ハンドブック」等を活用した職員研修
 - ・職員のステップアップカレッジ等研修への積極的参加意識の高揚
- ### 7「未然防止」と「早期発見」に資する取組や教育活動
- ・授業改善に関わる取組 →いじめ対策アクションプランの実践と学業指導の充実・学習状況調査の活用
 - ・生徒相互の人間関係づくりやより良い集団づくりに関わる取組
 - QUの有効活用・宿泊学習(1年)・立式記念スキー学習(2年)・修学旅行(3年)いじめアンケート・教育相談
 - ・社会性育成に関わる取組 →道徳教育・職場体験学習(2年)・文化祭・体育祭・部活動
 - ・いじめ防止のための学習活動 →道徳教育・人権アンケート・人権メッセージ作成
 - ・いじめ防止のための生徒会活動 →「いじめゼロ子どもサミット」参加生徒による報告・人権集会
 - ・いじめ防止のための保護者への関わり →授業参観と学年学級懇談会・三者面談・学校評価アンケート
 - ・保護者や地域への啓発
 - ネットトラブル防止教室の開催・啓発資料配布・生活指導便りの発行・地区別懇談会の開催
 - ・健康と安全に関する取組 →健康アンケート・保健指導・薬物乱用防止教室・交通安全教室
 - ・定期的な面談 →教育相談・三者面談

8 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめ問題について組織的に対応する。また、必要に応じて関係職員や教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携する。組織は、学校長・教頭・教務主任・**学習指導主任**・学年主任・養護教諭・**部活動顧問**・生徒指導主事・教育相談担当職員・各学年生徒指導担当職員・関係担任で構成する。

(1)「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくりを図る。
- ・学校評価アンケートなどで、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・問題発生時には、組織的かつ迅速に対応し、解決にあたる。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議や職員研修で、「学校いじめ防止対策基本方針」「いじめアクションプラン」の周知を図り、教職員間の共通理解に努める。
- ・適切な初期対応がとれるような研修を年度始めに行う。生徒指導部会を通して職員への啓発を図る。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果を集約・分析・対策の検証を行い、いじめ防止対策に努める。
- ・教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修を実施する。

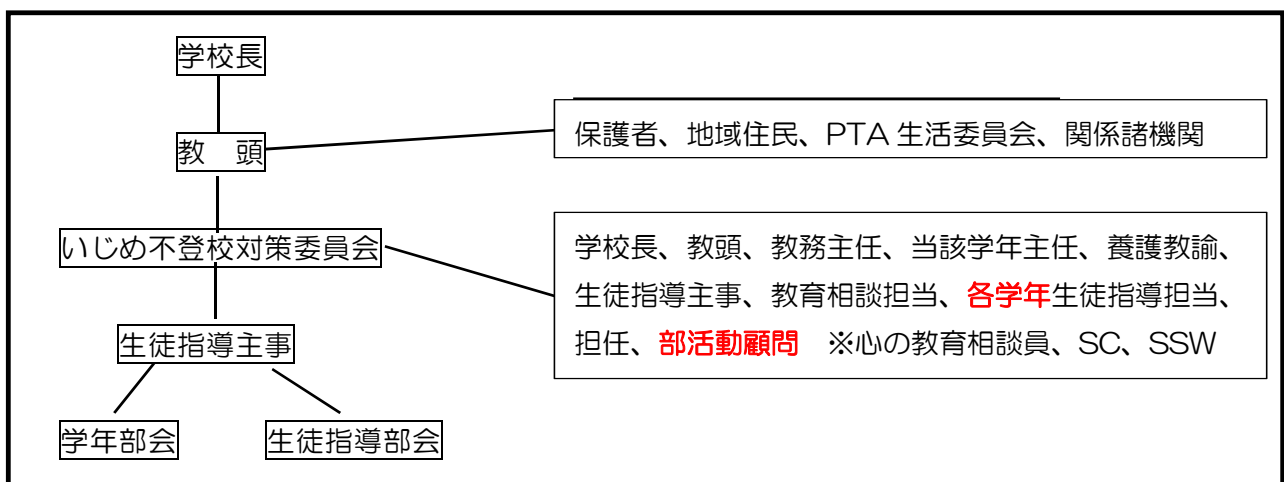
ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校便りや学年通信・生徒指導だより、学校ホームページなどを通して、いじめ未然防止の取組や学校評価結果などを発信する。

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正しい事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ組織的に対応する。また必要に応じて、教育各分野の専門家や関係諸機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録・共有を行う。

(2)いじめ・不登校防止対策委員会組織図



現職教育・職員研修

※いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開く。

9 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組

- ア 「ねらいの提示」と「振り返り」実践による「できた実感を伴う授業」の展開に努める。
- イ 生徒の努力や活躍を認め励まし、自己肯定感を育む学級経営に努める。(ほめて伸ばすおやまの子)
- ウ 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め励まし合い、共に成長していく学級づくりに努める。

(生徒同士のコミュニケーションを活性化させるためのあいさつ運動の推進)

- エ 個に応じた支援の充実と各行事(体育祭、学校祭、駅伝大会等)を通じた望ましい集団づくりに努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、生命を尊重し、自他を思いやる心の醸成に努める。
- カ 情報教育を推進し、情報通信機器(携帯電話やスマートフォン)の正しい利用法とマナーについて理解させ、トラブルの加害者にも被害者にもならないよう継続的な指導に努める。(情報モラル講演会の実施)
- キ 発達障害に関わる支援の引き継ぎ(個別の支援計画等)を行い、校内研修を通して職員への周知。
- ク 「いじめアクションプラン」を学校ホームページに掲載し、地域や保護者に対する啓発を行う。
- ク **いじめ発生時の情報共有を正確かつ迅速に行うために普段から「風通しの良い職場づくり」「職員相互に相談できる雰囲気づくり」に努める。**

(2) いじめ早期発見のための取組

- ア 日記や生活ノートの記述内容の確認及びいじめアンケート(月1回)とアンケートに基づく教育相談を定期的実施し、生徒の不安や悩みを知るとともに、小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。**生徒との信頼関係構築のため傾聴と共感に心がける。**
- ウ いじめが休み時間や昼休み、放課後等の教職員の目につみにくい時間や場所で行われていることが多いことに留意し、計画的に校内巡視を行う。
- エ いじめ相談電話などの外部機関(小山市青少年相談室等)を紹介し、多角的にいじめ問題に対応する。

(3) いじめ事案への対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒の立場に立ち、他の生徒によりいじめを助長することがないように指導の在り方に十分注意を払う。**頻度や深さなど事実確認を丁寧に複数教員で行う。**
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、個々に対して毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力のもとより、場合によっては、教育相談員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関と連携しながら対応する。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、集団づくりを継続的に行う。
- カ 情報通信機器を介したいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局などとも連携して行う。(情報モラル講習会を実施し内容に加える。)

(4) いじめ防止のための生徒主体の取組

ア 人権集会

日常生活の中で起こりうるいじめの原因となる心ない言動や軽率な行動、自己中心的な態度などを生徒の目線で考え寸劇などに表現して問題を提起、問題解決のための方策を全校生徒で考え、人権意識を育む。

イ いじめ防止標語の作成・掲示

人をいたわることや思いやりの心をもって接することの大切さなどいじめ未然防止のために各自ができ

ることをメッセージに表して、生徒の人権意識といじめを許さない強い気持ちの高揚といじめを自らの力で解決しようとする力をもつ集団の育成を図る。

ウ 人権作文

自分が体験した人権に関わる問題や人権について考えるきっかけとなった出来事などを作文に表して、自己の人権意識や感覚を育てる。

エ あいさつ運動の展開

生活集会委員などが中心となって、あいさつ運動を展開し、学校全体の明るくさわやかな雰囲気づくりと、互いの豊かな人間関係づくりに努める。

オ JRC委員会の福祉活動

募金活動や慈善活動を通して、生徒一人一人の優しい心を育てる。

カ 各部の約束作成

いじめ防止強調週間に各部活動ごとに部内の「いじめ未然防止について」を議題にミーティングを行う。いじめ防止のために心がけるべきスローガンを各部活動で作成し、1年間活動場所に掲示する。

10 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」(下記)に基づいた対応をする。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して、適切に情報を提供する。

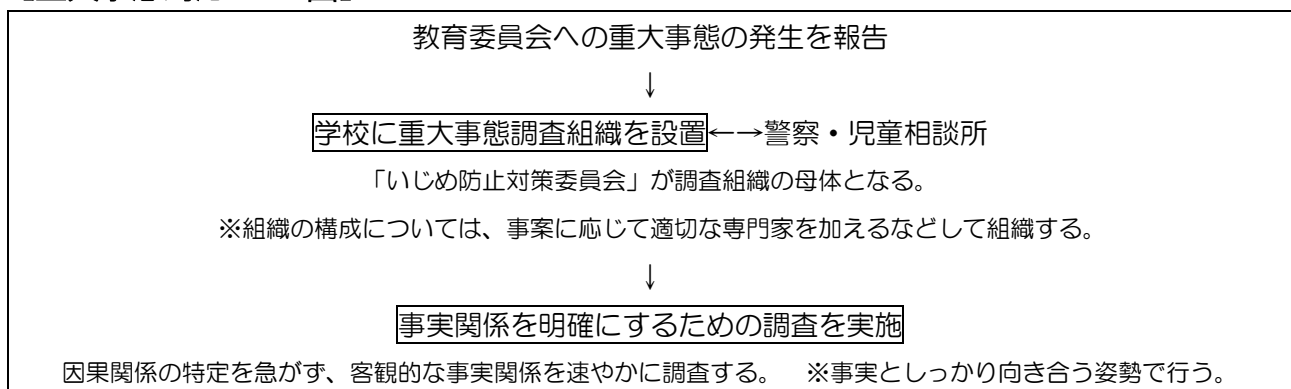
11 学校の取組に対する検証・見直し

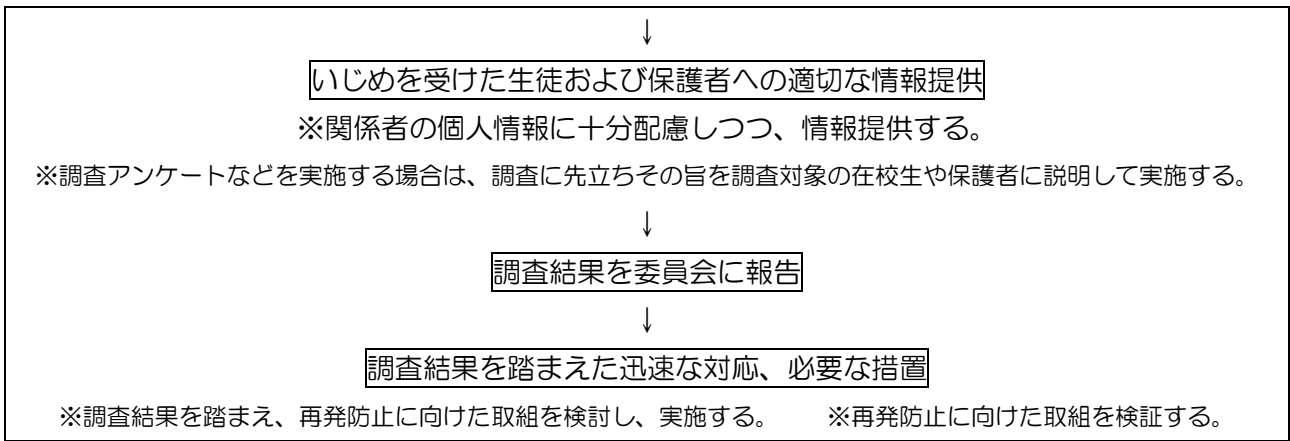
- (1) 学校いじめ防止対策基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施(年2回)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

12 その他

- (1) 生徒理解や生徒指導に関わる職員研修を実施し、情報の共有化を図るとともに、いじめ問題の対応に関わる教職員の資質向上に努める。
- (2) 年度初めおよび長期休業事前・事後の生徒指導集会を行い、いじめ未然防止に努める。
- (3) 毎週行われる生徒指導部会で情報交換を行い、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての情報交換をしたり、対応策を検討したりする。
- (4) いじめに対する間違った対応や対応の遅れが、生徒や保護者の信頼を損ねることにつながると認識する

【重大事態対応フロー図】





【年間活動計画】

		いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
P	4	・「いじめ防止対策基本方針」の確認 ・生徒指導の共通理解 ・職員研修での生徒理解	・学年、学級開き ・相談員や SG の生徒、保護者への周知 ・生徒指導集会 ・保健指導	生徒指導部会での情報交換 いじめアンケートの実施	・学年、学級だよりの発行 ・授業参観 ・学年学級懇談会	
D	5	・職員研修での生徒理解 ・いじめに関する職員研修	・ネットトラブル防止教室(情報モラル講演会) ・小山市「いじめゼロこどもサミット」への参加		・QU 検査の実施	・学年、学級だよりの発行 ・家庭訪問
↓	6		・いじめ防止強調週間 ・「いじめゼロこどもサミット報告会」 ・いじめ防止全校朝会 ・「各部の約束」作成のためのミーティング		・教育相談	・学年、学級だよりの発行 ・地区別懇談会
C	7	・生徒指導上の共通理解 ・学校評価アンケート	・生徒指導集会			・学年、学級だよりの発行 ・授業参観 ・学年学級懇談会
A P	8	・自殺予防指導に関わる職員への啓発	・人権ブロック研修			
D	9		・生徒指導集会			・学年、学級だよりの発行
↓	10		・人権教育ブロック研修		・教育相談	・学年、学級だよりの発行
↓	11		・人権週間 ・人権作文を読む ・人権集会		・三者面談	・学年、学級だよりの発行 ・三者面談 ・情報モラル講演会
C	12	・生徒指導上の共通理解 ・学校評価アンケート	・生徒指導集会			・学年、学級だよりの発行 ・授業参観
A	1		・生徒指導集会		・教育相談アンケートの実施	・学年、学級だよりの発行
↓	2					・学年、学級だよりの発行
P	3	・生徒指導上の共通理解	・生徒指導集会			・学年、学級だよりの発行

【いじめに対する措置対応例】※あくまで例であり、その頻度や深さによっては対応方法を協議する。

- 言葉によるからかい
担任や学年主任(学年職員)で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。
- 仲間はずれ、悪口・陰口
担任・学年主任(学年職員)に加え、生徒指導主事や管理職が入り、保護者も交えて指導する。状況に応じ教育委員会に報告する。
- 暴言や誹謗中傷行為(「死ぬ」等の書き込み)、脅迫行為や強要行為
生徒指導主事もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝

学校は警察へ相談や通報をする。教育委員会にも積極的に関わるよう依頼する。出席停止の措置の場合、関係機関と連携して該当生徒に対して必要な指導を組織的に行う。